

三浦学苑いじめ防止対策マニュアル

2026 年度 10 月～

【いじめとは】

いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒が一定の人間関係のある者から、心理的な攻撃を受けたことにより、精神的・肉体的・経済的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校内外を問わない。

*一定の人間関係・・・クラスメートや当該生徒の関わるクラスや部活動や仲間など

*攻撃・・・・・・・・・・「仲間外れ」「集団による無視」など、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものを含む

【いじめに関する基本的認識】

1. いじめは、人間にとって絶対に許せない人権侵害である。
2. いじめは、すべての生徒、学級・学校等に起こりうる問題である。
3. いじめを傍観することは、いじめ行為を同様に許せない行為である。
4. いじめの状態は様々である。
5. いじめは、生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい。
6. いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することがある。
7. いじめは、解消後も注視が必要である。
8. いじめは、教師の指導の在り方や生徒観が問われる問題である。
9. いじめは、家庭教育の在り方に大きな関りを有している。
10. いじめは、家庭・学校・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題である。

いじめの未然防止に向けて

1. いじめを許さない学校・HRづくり

- ① いじめ問題が起こらない学校風土を作る。
- ② いじめから守るだけでなく、行わせない未然防止策を行う。
- ③ 傍観するのではなく、止めさせたり、教員に相談することが正しい行為であることを定着させる。
- ④ 道徳観を向上させる指導をはかる。
- ⑤ HR 活動や生徒会活動などの場で、いじめ問題を解決に向けてどう関わるかを考え行動できるような教育活動を進める。

2. いじめの未然防止に向けての手立て

- ① HR 運営の充実・・・互いを認め合う・自治的活動規律ある集団・正しい言葉遣い・ルールや規律を守らせる粘り強い
し
王・普段の生活から予兆を見抜き、早期に対応で
できる担任
- ② 生徒指導の充実・・・本校では生徒支援と呼び、より寄り添う姿勢で対応する。
- ③ 道徳教育の充実・・・道徳の日での教育、各教科、各活動などを通して道徳心の育成を行う。
- ④ HR 活動の充実・・・話し合いを通して諸問題を解決する雰囲気、社会性を育てる。
- ⑤ 学校行事の工夫
- ⑥ 生徒会活動の工夫
- ⑦ 情報モラル教育の充実 など

いじめの早期発見に向けて

1. いじめを発見する手だて

- ① 教員と生徒との日常の交流を通しての発見
 - * 言動や様子をよく見て、日頃から声掛けをする
- ② 複数の教員の目による発見
 - * 教員同士が情報を共有し、様々な場面で気が付いたことを報告する
- ③ アンケート調査の実施と分析
 - * 各学期ごとにアンケートを実施し集計分析を行う
- ④ 2 者面談、3 者面談を通しての実態把握
 - * 面談を有効に行い、生徒の現在抱えている問題について話せる時間を作る。
- ⑤ HR 内の人間関係を客観的に把握
 - * 人間関係のトラブルは、いじめに発展することが多々ある。思い込みにならないよう、教科担任や部活動顧問など、情報交換をしっかりと行う。

2. いじめを訴えることの意義と手段の周知

- ① 「いじめを訴えることは人権と命を守ることにつながる」ことを日頃から指導し浸透させる。
- ② 学校における「いじめ相談」への対応について家庭や地域に周知する。
- ③ 関係機関へのいじめの訴えや相談方法を生徒、家庭、地域に周知する。
- ④ 匿名による訴えへの対応

いじめ発見から解決まで

三浦学苑高校いじめ対応マニュアル（2026・5月職員会議配布）に添いながら、学校いじめ防止対策委員会と共有しながら行う。

本校のいじめ問題に対する組織について

1. いじめ問題に対してどのような方針のもと指導するか、またはいじめが起きた時にどのような組織的対応を行うのか協議検討する組織を置くものとする。本校においては会の名称を「**学校いじめ防止対策委員会**」とする。
2. 学校いじめ防止対策委員会の構成員
学校長・副校長・教頭・学年主任・教務運営 GL・生徒支援 GL・養護教諭・スクールカウンセラー
3. 学校いじめ防止対策委員会の目的
 - ・学校としていじめ問題に取り組むことを目的とする。
 - ・いじめの事案に対しては、迅速にマニュアルに従い対処していく。
 - ・年間の教育活動において、計画的に各学年や各教科などがいじめ問題がなくなる学校を目指し、教育活動と行うべく行動をする。
 - ・重大事態に対しては、マニュアル通り学校として対応し、関係機関と連携を図ってあたる。

学校生活や人間関係に関するアンケートの実施要項

○1. 2年生について

- | | |
|----------|---|
| 1. 実施時期 | 各学期ごとに実施する。(7月・12月・3月) |
| 2. 方 法 | アンケートを配信し、学校でも家庭でも回答できるように行う。 |
| 3. 記 名 | 自由とする。 |
| 4. 回収方法 | Web 上で提出する |
| 5. 回 収 後 | ☆担任の動き
いじめに関する記載を取りまとめ学年生徒支援担当に報告する
☆学年生徒支援担当の動き
アンケートを取りまとめ学年主任・生徒支援 GL へ提出する |
| 6. 対 応 | ●緊急を要する事案
早急に対応しなければならない事案があればその解決のために必要な役割分担を決定し対応する。
学校いじめ防止対策委員会を招集する。
○緊急を必要としない事案
各学年等で共有し経過を見ていく。 |

○3 学年について

- | | |
|---------|--|
| 1. 実施時期 | 1 学期のみ実施する
(2 学期後半より登校がなくなるため)
2～6 については1, 2 学年と同様とする。 |
|---------|--|

付則

- 1 この規定は 2018 年 4 月 1 日より施行
- 2 2019 年度よりホームページ上に掲載開始
- 3 2021 年度 4 月 1 日 更新確認
- 4 2022 年度 4 月 1 日 更新確認
- 5 2026 年度 10 月 1 日 更新施行